

## 平成30年度福井県公立学校教員採用選考試験の主な変更点について

平成30年度採用選考試験より第1次選考一部免除について「講師等経験者」・「本県現職学校栄養職員」の免除条件を以下のように変更します。

### ・審査対象となる免除条件

#### 講師等経験者

平成29年度教員採用選考試験（平成28年実施）受験者のうち、第1次選考合格者（※）、または、第1次選考不合格者のうち、「一般教養」と「教職専門」の両方が基準に達していた者

※第1次選考合格者には、平成29年度教員採用選考試験（平成28年実施）において、第1次選考一部免除で受験し、第1次選考を合格したものを含まます。

#### 「講師等の条件」

① 平成29年度教員採用選考試験の第1次選考受験後に、福井県内の学校（学校教育法第1条に規定する学校、ただし幼稚園は除く）において、免除対象となる講師等<sup>※1</sup>で**3か月以上**<sup>※2</sup>（見込を含む）の勤務実績を有すること。

ただし、非常勤講師の場合は、授業を**週5時間以上**<sup>※3</sup>行っていること。

② 大学または大学院在籍中（通信教育受講生、科目等履修生等を除く）に、平成29年度教員採用選考試験（平成28年実施）を受験した者は、福井県内の学校（学校教育法第1条に規定する学校、ただし幼稚園は除く）において、免除対象となる講師等<sup>※1</sup>で**30日以上**（見込を含む）の勤務実績を有すること。

ただし、非常勤講師の場合は、授業を**週5時間以上**<sup>※3</sup>行っていること。

※1 福井県内の市町採用および福井県内の国立・私立学校の講師等の場合、教員免許状の所有を条件とし、授業をすることを業務として任用された講師等であること。（チームティーチングによる授業も可）

※2 上記3か月以上の期間計算については、該当月に1日でも勤務日数があれば、1ヶ月と数える。

※3 養護教諭、栄養教諭関連の非常勤の場合「週5時間以上の授業」の条件は問わない。

#### 本県現職学校栄養職員

平成29年度教員採用選考試験（平成28年実施）受験者のうち、第1次選考合格者（※）、または、第1次選考不合格者のうち、「一般教養」と「教職専門」の両方が基準に達していた者

※第1次選考合格者には、平成29年度教員採用選考試験（平成28年実施）において、第1次選考一部免除で受験し、第1次選考を合格したものを含まます。